

令和 7 年度事業計画

1. 活動基本方針

公共嘱託登記制度が制定されてから 40 年を迎える今年、当協会は昭和 61 年 1 月設立以来、平成 23 年に公益認定を受け、同年 10 月公益法人へと移行してから現在に至るまで、官公署による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくはその申請の適正かつ迅速な実施に寄与してまいりました。

近年、国民の権利意識の高まりに加え、大規模地震や地球温暖化による自然災害、国際紛争などにより、私たちの生活環境は大きく変化しています。このような状況下で、官公署の公共事業における事務処理も複雑化しています。当協会は公益社団法人として、公共の利益となる事業を行う官公署の業務を全面的に支援しています。

令和 7 年度においても、官公署の業務を受託するために、新しい技術や知識などを習得することが重要であり、業務受託に向けた研究を重ねていきます。

また、従来から取り組んできた狭あい道路の整備事業や官民境界確認補助業務についても、引き続き官公署への啓発を継続します。さらに、多様な業務に対応できる受託体制を整備するため、協会役員と地区役員との意見・情報交換の場を設けていきます。

法務局地図作成事業（令和 6 年 4 月 1 日より呼称統一）では、平成 27 年度から始まった第 2 次 10 か年計画が令和 6 年度で終了し、令和 7 年度から新 10 か年計画が開始されました。静岡県内では防災・まちづくり型と大都市特化型が実施され、当協会も積極的に参加します。

新入社員だけでなく、全社員のスキルアップを目指し、研修会や勉強会の充実を図ります。出前授業や用地買収問題シリーズなど、他会との共催事業も推進していきます。

最後に、私たち協会役員は、いかなる状況下においても迅速に対応できるよう、日頃から会務運営に邁進してまいります。

2. 事業計画

①公共嘱託事業に関する受託事業

- ・公共嘱託登記等受託業務の実施
- ・登記測量業務の分離発注方式の支援
- ・狭あい道路拡幅整備事業について官公署への提案
- ・道路内民地等未処理案件についての対応

- ・官民境界確定補助業務について官公署への提案
- ・災害復興関連業務についての研究、官公署への提案

②地図整備の促進に係る事業

- ・法務局備付地図作成作業
- ・国土調査（地籍調査）一筆地調査業務（御殿場市、沼津市、南伊豆町）
- ・法務局備付地図作成作業の受託体制強化のための活動・支援
- ・地籍調査事業の受託体制強化のための活動・地区との協働
- ・国土調査法第19条第5項適用事業の支援

③公共基準点設置に関わる事業

- ・今後受託が予想される法務局備付地図作成作業地域における自主的公共基準点の設置
- ・公共基準点の亡失が多い地域への公共嘱託登記のための基準点の設置

④不動産の権利の明確化啓発事業

- ・学校等に対する出前授業の開催
- ・PR用クリアファイルの作成
- ・官公署、一般市民対象の研修会
- ・WEBサイトを活用した啓発活動
- ・WEBGISの活用に関する啓発活動